

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日とする)

目 次

◇教委規則

鳥取県教育研修センターの管理運営に関する規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立図書館規程の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校学則等の一部を改正する規則

鳥取県立養護学校学則の一部を改正する規則

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

◇教委告示

昭和四十八年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要領

◇公 告

昭和四十八年度鳥取県育英奨学生募集要領

教育委員会規則

鳥取県教育研修センターの管理運営に関する規則をここに公布する。

昭和四十八年三月三十日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第四号

鳥取県教育研修センターの管理運営に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県教育研修センター(以下「研修センター」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第二条 研修センターにおいては、次に掲げる事務を行なう。

一 教育関係職員の研修に関すること。

二 教育に関する研究調査に関すること。

三 教育相談に関すること。

四 その他教育の充実及び振興を図るために必要な事業に関すること。

(内部組織及び分掌事務)

第三条 研修センターに、庶務課、研修第一課、研修第二課及び研修第三課を置く。

2 庶務課に庶務係及び会計係を置く。

3 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

庶務課

一 研修センターの施設の管理に関すること。

二 庶務に関すること。

三 その他他課の所掌に属しないこと。

研修第一課

一 学校経営及び教科(理科を除く。)についての研修に関すること。

二 学校経営及び教科(理科を除く。)についての研究調査に関するこ

と。

三 教育に関する資料の管理に関すること。

四 その他研修センターの事業で他課の所掌に属しないこと。

研修第二課

一 理科についての研修に関すること。

二 理科についての研究調査に関すること。

研修第三課

一 教科以外の教育活動及び学校保健についての研修に関すること。

二 教科以外の教育活動及び学校保健についての研究調査に関すること。

三 教育相談に関すること。

4 係の分掌事務は、所長が定め、教育長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(職制)

第四条 研修センターに所長を、課及び係にそれぞれその長を置く。

2 前項の長の職務を補佐させ、及び長に事故がある場合はその職務を代行させるため必要があると認めるときは、研修センターに次長を、課に課長補佐を置くことができる。

(職員の種類)

第五条 研修センターの職員(臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。)の種類は、事務職員及び技術職員とする。

(職員の職)

第六条 研修センターの職員の職は、別表のとおりとする。

(職員の分担事務)

第七条 職員の分担事務は、所長が定め、教育長に報告しなければならない

い。

(事業計画及び事業報告)

第八条 所長は、毎年三月末日までに翌年度の事業計画を作成し、教育長に提出しなければならない。

2 所長は、毎年四月末日までに前年度の事業実績に関する報告書を作成し、教育長に提出しなければならない。

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、研修センターの管理運営に關し必要な事項は、教育委員会の承認を得て、所長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

(鳥取県教育研究所規程の廃止)

2 鳥取県教育研究所規程(昭和三十二年二月鳥取県教育委員会規則第二号)は、廃止する。

別表

一 事務職員又は技術職員をもつて充てる職

所長、次長、課長、課長補佐、係長、主任

二 事務職員をもつて充てる職

主事、研修主事、研修センター司書、現業主事

三、技術職員をもつて充てる職

技師、運転士、ボイラ技士

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年三月三十日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第五号

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程(昭和三十九年四月鳥取県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表の社会教育課の項中、「同和教育室」を削り、同表中

利 課	福祉係、給付係、年金係	を	福 利 課	福祉係、給付係、
			同和教育室	

年金係に改める。

第三条指導課の項第九号中「教育研究所」を「教育研修センター」に改め、同条社会教育課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条福利課の項の次に同和教育室の項として次のように加える。

同和教育室

- 一 同和教育の企画に関すること。
- 二 同和教育の指導に関すること。

第五条第二項中「課長を」を「課長及び同和教育室長を」に改める。

第六条第一項第一号中「課長」を「課長又は同和教育室長」に改め、同条第二項中「課長補佐」の下に「室長補佐」を、「社会教育主査を」の下に「企画広報室に企画広報室主任を」を加える。

第七条第一号中「課長」を「課長及び同和教育室長」に改め、同条第六号を次のように改める。

六 課長補佐及び室長補佐 課長又は同和教育室長をたすけて、課の事務に従事し、課長又は同和教育室長に事故がある場合は、その職務を代行する。

第七条第十号中「総務室主任」を「企画広報室主任及び総務室主任」に改める。

第十条中「課長」を「課長又は同和教育室長」に改める。

第十四条第二項中「主幹を」の下に「、学事係に事務主任を」を加え、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 事務主任は、係長をたすけて、その係に属する事務に従事し、係長に事故がある場合は、その職務を代行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

(教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

2 教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則(昭和四十四年十二月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。
別表第二号中「室長」の下に「室長補佐」を加える。

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年三月三十日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第六号

一 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年十一月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「及び用務員」を「ボイラ技士及び現業主事」に改める。

自動車整備士
運 転 士
用 務 員

別表第三中

自動車整備士
運 転 士
ボイラ技士
現業主事

を「及び運転

士」を「運転士及びボイラ技士」に改める。

附 則

この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

鳥取県立図書館規程の一部を改正する規則をここに公布する

昭和四十八年三月三十日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第七号

鳥取県立図書館規程の一部を改正する規則

鳥取県立図書館規程(昭和三十年七月鳥取県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

(職制)

第五条 図書館に館長を、係及び分館にそれぞれその長を置く。

2 館長の職務を補佐させ、館長に事故がある場合はその職務を代行させるため必要があると認めるときは、図書館に次長を置くことができる。

第五条の二を削る。

別表第一号中「館長補佐」を「次長」に改め、同表第二号中「用務員」

を「現業主事」に改める。

附 則

この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

鳥取県立高等学校学則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年三月三十日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第八号

鳥取県立高等学校学則等の一部を改正する規則

(鳥取県立高等学校学則の一部改正)

第一条 鳥取県立高等学校学則

(昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第十一号)の一部を次のよう

に改正する。

第四条第一項中「用務員」を「現業主事」に改める。

(鳥取県立盲学校、聾学校^{ろう}の規則の一部改正)

第二条 鳥取県立盲学校、聾学校^{ろう}の規則(昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「用務員」を「現業主事」に改める。

(鳥取県立学校管理規則の一部改正)

第三条 鳥取県立学校管理規則(昭和三十三年九月鳥取県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「用務員」を「現業主事」に改める。

(鳥取県立青年の家の管理運営に関する規則の一部改正)

第四条 鳥取県立青年の家の管理運営に関する規則(昭和三十七年九月鳥取県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第五条中「用務員」を「現業主事」に改める。

(鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部改正)

第五条 鳥取県立博物館の管理運営に関する規則(昭和四十七年九月鳥取県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第二号中「用務員」を「現業主事」に改める。

附則

この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

鳥取県立養護学校規則の一部を改正する規則をここに公布する

昭和四十八年三月三十日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第九号

鳥取県立養護学校規則の一部を改正する規則

鳥取県立養護学校規則(昭和三十八年十月鳥取県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 校名、部、修業年限、課程、修業年限、收容定員及び位置」を「第二章 校名、部、修業年限、收容定員及び位置」に改める。

第二章の章名中「学部、課程」を「部」に改める。

第二条(見出しを含む)中「学部、課程」を「部」に改め、同条の表を次のように改める。

校 名	部		修業年限 收容定員	位 置
	小学部	中学部		
鳥取県立米子皆生学園	六年 九七人	三年 五五人	米子市東福原一、四〇一の一	
幼稚部		一六人		

第三条第一項を次のように改める。

学校に、校長、教諭、養護教諭、事務職員、助教諭、養護助教諭、講師及び現業主事を置く。

第十三条中「学習指導要領」の下に「又は幼稚園教育要領」を加える。

第十六条に次の一項を加える。

2 校長は、所定の課程を修了したと認めた幼児に対して、修了証書(第一号様式の二)を授与しなければならない。

第十七条に次の一号を加える。

三 幼稚部 満三才以上の者

第二十条中「及び生徒」を「、生徒又は幼児」に改める。

第二十一条を次のように改める。

(児童、生徒若しくは幼児又は保護者の本籍等の変更)

第二十一条 保護者は、児童、生徒若しくは幼児若しくは保護者の本籍、住所若しくは氏名の変更があつたとき、又は児童、生徒若しくは幼児が死亡したときは、直ちにその旨を校長に届け出なければならない。

第一号様式の次に次の一様式を加える。

第1号様式の2

第 号	鳥取県立 校長氏 名	校長印	年 月 日	校印	部の課程を修了 したことを証する	修了証書	氏名	年月日生
							割印	

附 則

この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年三月三十日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第十号

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県育英奨学資金貸与規則(昭和三十五年七月鳥取県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「二千五百円」を「三千円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に奨学資金の貸与を受けている高等学校在学中の者及びその補充として奨学資金の貸与を受けることとなる者に係る奨学資金の額については、改正後の鳥取県育英奨学資金貸与規則第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第七号

昭和四十八年度鳥取県立高等学校専攻科の入学者選抜を次の要項によつて実施する。

昭和四十八年三月三十日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

一 昭和四十八年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項 募集学校及び募集生徒数

高等学校名	学科名	所 住 地	募集生徒数
鳥取東高等学校	専攻科	鳥取市立川町五丁目二〇番地	約一〇〇人
倉吉東高等学校	専攻科	倉吉市下田中六一番地一	約一〇〇人
米子東高等学校	専攻科	米子市勝田町三〇七番地	約一〇〇人

二 出願資格

- 1 高等学校（これに準ずる学校を含む。）を卒業した者。
- 2 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十九条各号の一に該当する者。

三 出願手続

- 1 入学志願者は、出願期間内に次の書類等（以下「出願書類」という。）を志望高等学校に提出しなければならない。

(一) 入学志願書（用紙は、県教育委員会所定のもの）に入学選抜手数料として、三百五十円に相当する額の鳥取県収入証紙（消印をしてはならない。）をはりつけたもの

(二) 出身高等学校長の発行する調査書（大学受験用の調査書と同様とする。）又は高等学校の卒業資格及び学力を認定するに足る書類

(三) 過去三ヶ月以内に撮影した脱帽上半身名刺判の写真一枚（裏面に出身学校名、氏名及び生年月日を記入すること。）

2 各募集高等学校長は、出願書類を受理したときは、受験証を交付しなければならない。

四 出願期間及び受付場所

1 出願期間 昭和四十八年四月三日（火）から四月六日（金）までのうち、毎日九時から十七時までとする（郵送の場合は、昭和四十八年四月四日までの消印のあるものに限る。）

2 受付場所 各募集高等学校

五 入学者選抜学力検査の期日及び会場等

1 検査日時 昭和四十八年四月十日（火）九時から（ただし、集合時刻は八時三十分）

2 検査会場 各志望高等学校

3 検査科目 国語（現代国語及び古典乙）、数学（数学Ⅲを除く。）及び英語

六 入学者の選抜方法

調査書と入学者選抜学力検査の成績を総合して選抜する。

七 合格者の発表

昭和四十八年四月十二日（木）十二時に各募集高等学校で合格者の

氏名を発表する。

八 注意事項

- 1 提出された書類及び入学選抜手数料は、返さない。
- 2 この要項に関する質疑事項は、志望高等学校に問い合わせること。
- 3 入学志願書の用紙は、各募集高等学校で受け取ること。
- 4 質疑事項について返信を必要とする者、用紙の郵送を希望する者及び出願書類を郵送する者は、返信用切手をはり、あて先を明記した返信用封筒を同封すること。

九 参考事項

- 1 専攻科の授業は、精深な程度において特別な事項を教授し、その研究を指導することを目的とする。専攻科で履修する科目は、次のとおりとする。
国語、数学、外国語(英語)、理科、社会及び保健体育
- 2 専攻科の修業年限は、一年であり、前期(四月から八月まで)及び後期(九月から三月まで)の二期である。
- 3 専攻科生徒の学習評価、単位認定及び修了等については、高等学校の全日制課程に準ずる。

公 告

昭和48年度鳥取県育英奨学生募集の要領により実施する。

昭和48年 3月30日

鳥取県教育委員会委員長 藤 岡 忠 頭

昭和48年度鳥取県育英奨学生募集要領

1 制度の目的

県内に住所を有する者の子弟で、高等学校又は大学に在学し、学業成績優秀及び心身健全で、かつ、経済的理由により修学が困難である者に対して、奨学金を貸与し、もつて有用な人材を育成することを目的とする。

2 出願資格

◎高校奨学生

- (1) 県内に所在する高等学校の第2学年に在学し、将来大学に進学しようとする者であること。
- (2) 学業成績が次の基準に合致し、品行が正しく、かつ、身体が強健であること。
ア 中学校第2学年及び第3学年の学習成績の平均値が、それぞれ4.0以上であること。
イ 高等学校第1学年の学習成績が、同学年の生徒全体の上位15%以内の順位にあること。
- (3) 同一世帯における年間所得基準額が、次の所得基準額以内であること。

所得基準額表

区 分	所得基準額
人	490,000 円
世	980,000
帯	1,180,000

人	4	1,300,000
	5	1,420,000
	6	1,550,000
員	7	1,680,000

備 考

- 1 世帯人員が7人をこえる場合は、1人増すごとに130,000円を世帯人員7人の所得基準額に加算する。
- 2 年間所得額は、次によつて算定された額の合計額から特別控除額表の特別控除額を差し引いた額とする。

ア 給与所得

俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給、賞与及び専従者給与(専従者控除分を含む。)並びにこれらの性質を有する給与等(遺族年金、扶助料、傷病手当金等を含む。)の収入金額(源泉徴収票等)にいう支払金額)をもとにして、次の計算式によつて得られた金額を所得金額とする。

- (イ) 収入金額が2,400,000円以下の場合
収入金額×0.8-210,000円
- (ロ) 収入金額が2,400,000円をこえる場合
収入金額-690,000円

イ 農業所得

総収入金額(農産物及び家畜等農産物以外の収入を含む。)から必要経費として、肥料、種苗、蚕種、家きんの飼料、動力機の燃料等(過去1年間の収入を得るために実際に消費したもの)を差し引いたもの

を所得金額とする。この所得金額には、家計仕向分(自家消費)も販売価格で換算し、含めるものとする。
ウ 商業、工業、林業、水産業等の所得
年間売上高から必要経費として売上品原価と営業経費を差し引いた税込営業利益を所得金額とする。

なお、売上品原価には、当該年度内の仕入れであつても、年度末に在庫して残っているもの(たな卸資産)は含まない。
また、営業経費とは、雇入費、減価償却費及び業務に係る公租公課等収入金額を得るための必要経費をいう。
特別控除額表

特 別 の 事 情	特 別 控 除 額
母子世帯であること。	130,000円
就学者のいる世帯であること。	小学校児童1人につき 41,000円
	中学校生徒1人につき 55,000円
	高等学校生徒1人につき 89,000円
	私立 137,000円
	国公立 95,000円
高等専門学校学生1人につき	私立 145,000円
	国公立 138,000円
大学生1人につき	私立 212,000円
身体障害者のいる世帯であること。	1人につき 190,000円

長期療養者のいる世帯であること。	長期療養のため定期的に特別の支出をしている金額
主たる家計支持者が別居している世帯であること。	別居のため特別に支出している金額。ただし、196,000円を限度とする
火災、風水害、盗難等の被害をうけた世帯であること。	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田、畑、店舗等)に被害があつて、将来長期にわたつて支出増又は収入減になると認められる年間金額
父母以外の者で所得を得ている者がいる世帯であること。	父母以外の者の所得者1人につき210,000円。ただし、その所得が210,000円未満の場合は、その金額

- (4) 他から同種類の奨学金の貸与又は支給を受けていないこと。ただし、この奨学金を受けることになつた場合に、他の奨学金の貸与又は支給を辞退するときは除く。
 - (5) 奨学資金を受けることとなる日(昭和48年4月1日)の1年前から引き続き県内に住所を有する者の子弟であること。
- ◎ 大学奨学生
- (1) 大学第1年次に在学する学生であること。ただし、大学第2年次以上に在学する者についても、欠員がある場合は採用することができるので、出願することができる。

- (2) 学習成績は、高等学校第1学年から第3学年までの学習成績の平均値がそれぞれ3.5以上であり、性行が正しく、かつ身体が健康であること。
 - (3) 高校奨学生の出願資格の(3)から(5)までに該当していること。
- 3 採用人員
 - 高校奨学生 30人
 - 大学奨学生 40人(このうち5人は、同和地区出身者に限る。)
 - 4 奨学資金の額
 - 高校在学中 月額 3,000円
 - 大学在学中 月額 10,000円
 - 5 貸与の期間
 - 奨学資金貸与の期間は、昭和48年4月から次に掲げる終期までとする。
 - (1) 高校奨学生にあつては大学の正規の修業年限の終期
 - (2) 大学奨学生にあつては、それぞれの大学の正規の修業年限の終期
 - 6 奨学資金の返還
 - 奨学資金は、無利子とし、貸与期間の終了した月の翌月から起算して6月を経過した後20年以内に年賦又は半年賦で返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認めるときは、返還免除、返還猶子等の方法が考慮される。
 - 7 出願の手続
 - (1) 奨学生を志望する者は、鳥取県育英奨学生願書に次の書類を添付して在学高等学校長又は出身高等学校長に提出すること。
 - ア 市町村長の証明した家族の所得の状況を記載した書類
 - イ 大学奨学生を志望する場合は、在学証明書及び成績証明書

(大学第1年次に在学する者を除く。)

(2) (1)の鳥取県青英奨学生願書に連署する連帯保証人は、2人とし、うち1人は、本人が未成年者である場合はその保護者(親権を行なう者又は後見人をいう。)、成年者である場合は父母兄弟又はこれに代わる者でなければならぬ。

8 出願及び選考の期日

(1) 出願期日

昭和48年4月2日(月)から
昭和48年4月16日(月)まで

(2) 選考期日

第1次選考(書類) 昭和48年5月上旬
第2次選考(面接) 昭和48年5月中旬
(第2次選考は、高校奨学生志望者第1次選考合格者について行なう。)

9 その他

この制度についての問合せ又は連絡は、在学(出身)高等学校又は県教育委員会事務局指導課に行なうこと。